

NPO 法人 コムワークの案内

1. 名 称

この法人の名称は、特定非営利活動法人C o m - W o r k（以下この法人といいます）とします。ただし、登記上は、特定非営利活動法人コムワークとします。

設立は、平成13年3月22日です。

2. 事 務 所

主な事務所を東京都品川区大崎2-12-1-3F（㈱アイアカデミー内に置きます。

電話番号：03-3491-4540、FAX番号：03-3491-4842

e-mail：info@comwork.jp HP-URL：http://www.comwork.jp

3. 目 的

この法人は、自立を目指す高齢者及び女性に対して、コンピュータやインターネットなどの情報技術を活用した活動に関する啓発的事業を行い、活気ある長寿社会と元気な街づくりに寄与することを目的とします。

4. 会 員

1 この法人の会員には、正会員と賛助会員があります。

2 正会員とは、この法人の目的に賛同して活動するために入会した個人をいいます。

賛助会員とは、この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人をいいます。

3 正会員及び賛助会員として入会しようとする人（団体）は、入会申込書に必要事項を記入して、会長宛に提出してもらいます。

会長は、入会申し込みがあったときには、正当な理由がない限り入会を承認しなければなりません。

5. 入会金及び年会費

正会員及び賛助会員は、理事会において別に定められる入会金及び会費を納入しなければなりません。現在の正会員の入会金は、3,000円（ただし、WAC会員は1,500円、1教室のみの限定会員は免除、家族会員は免除）、会費は、年間で3,000円（ただし、途中入会者は2年目の徴収時に、初年度分を月割りで納入してもらいます）、賛助会員の入会金は0円、年会費は10,000円（1口当り）です。

6. 退会及び会員資格の喪失

1 正会員及び賛助会員は、退会届に必要事項を記入して会長宛に提出すれば、任意に退会することが出来ます。ただし、既納の入会金や会費などは、返金いたしません。

2 正会員及び賛助会員は、退会が認められた時、会員が死亡したり団体が消滅した時、正当な理由なしに会費を滞納し催促に応じない時、除名された時に資格を喪失します。

7. 事 業

この法人の目的を達成するため、次の事業を行います。

1 特定非営利活動に係わる事業

① コンピュータとインターネット活用推進事業

② 地域社会が必要とするコンピュータとインターネット活用支援事業

③ 必要な調査研究や情報収集及び提供

④ 会報の発行

⑤ その他目的達成のために必要な事業

ここでの活動として、大崎教室で定例パソコン教室を開いています（開催曜日や時間などの詳細については、ホームページに記載されています）。教室では先に勉強の進んだ会員が講師（教え手）になり、会員の希望する科目を教わることが出来ます。教室に参加した会員（おしえ手）は、あらかじめ「おしえ手カード（10枚単位で5,000円）」を購入してもらい、教わった時間に応じて（90分で3枚）カードを払ってもらいます。

これとは別に、『特別講座』が随時開催されています。『特別講座』とは、インストラクター養成講座とか、プロフェッショナル養成講座など特別な目的を持った講習会です。定例パソコン教室とは違って常設ではありません。企画のたびに講座内容、講習回数、開催日時、開催会場などを決めます。原則的には会員が対象ですが、会員以外でもゲスト料金（90分で2,500円・原則として現金で）を支払うことで参加できます。

2 収益事業

- ① コンピュータを利用した名刺やホームページ作成等の高齢者及び女性の就業対策事業
- ② 商店及び商店街などの高度情報化提供事業
- ③ 他 NPO 等の団体がアウトソーシングする業務の受託事業

8. 役員等

- 1 この法人には、理事：5名以上10名以内と監事：2名を置き、理事のうちから会長：1名と副会長：1名を理事の互選で選任します。
- 2 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任します。監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることは出来ません。
- 3 役員の職務は次の通りとします。
 - ① 会長は、この法人を代表し、その業務を統轄します。
 - ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったとき又は会長が欠けた時は、その職務を代行します。
 - ③ 理事は、理事会を構成し定款の定めや理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
 - ④ 監事は、理事の業務執行の状況や財産の管理の状況を監査したり、不正行為の発見などで報告を必要とするときに総会を招集したりします。
- 4 役員の任期は、2年とします。ただし、再任は妨げません。
- 5 この法人に、各種事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員をおくことが出来ます。事務局長及び職員は、理事会の議決を経て会長が委嘱します。

9. 総 会

- 1 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類あります。
- 2 総会は、正会員をもって構成します。
- 3 総会は、以下の事項について議決します。
 - ① 定款の変更
 - ② 解散及び合併
 - ③ 事業計画及び収支予算ならびにその変更
 - ④ 事業報告及び収支予算
 - ⑤ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - ⑥ その他運営に関する重要事項
- 4 通常総会は、毎年1回開催します。また、理事会が必要と認めたときや正会員総数の

5分の1以上から請求があったときや監事から招集があったときは、臨時総会を開催します。

5 総会は、会長が招集します。そのとき、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電子ファイルを含む書面で、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

6 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出します。

7 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することが出来ません。

8 総会における議決事項は、書面によってあらかじめ通知した事項とします。

総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決すところによるとします。

9 各正会員の表決権は、平等に扱われます。

やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について電子ファイルを含む書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来ます。

委任状により表決した正会員は、総会に出席したものとみなします。

10 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員総数及び出席者数（委任状による表決数を付記）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければなりません。

10. 理事会

1 理事会は、理事をもって構成します。

2 理事会は、定款で定められたもののほか、次の事項を議決します。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、会長が必要と認めたときに任意の場所に理事が集合して開催されますが、電子網を含む手段で持ち回り方式でも開催できます。

理事会は、会長が招集します。招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した電子ファイルを含む書面で、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

4 理事会の議長は、会長がつとめます。

5 理事会の議事については、次の事項を書いた議事録を作成しなければなりません。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数、出席者数と出席者氏名
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければなりません。

11. 運営委員会

1 運営委員会は、この法人が実際に活動するための具体的な事項について、話し合う場です。

- 2 運営委員会は、会長から参加を要請された会員（事務局、広報、会計、会計監査を含む）で編成されます。
- 3 運営委員会では、活動した会員からの報告、今後の活動計画の討議、意見交換、協力要請、新提案・新企画などの審議、外部との交流や資金調達についての討議などが行われます。
- 4 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集して、開催されます。

12. 会 計

- 1 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計と、収益事業に関する会計に分けて行われます。
- 2 この法人の事業計画とそれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならないことになっています。
 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更新をすることが出来ます。
- 3 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。
- 4 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わります。
- 5 決算の結果、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

13. その他

- 1 この法人では、一切の政治活動・宗教活動・各種勧誘活動には関与いたしません。また、会員がこの法人の中でそれらの活動を行うことを禁止します。

14. 付 記

- 1 この案内は、平成17年8月1日付けで作成されました。
- 2 現在の役員等は次の通りです。

会 長	小浅 邦子
副会長	福原 澄子
理 事	曾根 禮子
同	宮川 光代
同	石川 聖
同	宮崎 寛子
監 事	綱嶋 信一
同	丹羽 靖一郎

事務局長 石川 聖

- 3 改訂記録

記 事	年 月 日	備 考
制 定	平成17年 8月 1日	
第1回改訂	平成17年12月25日	理事1名退会
第2回改訂	平成18年 9月 8日	「13. その他」を追加
第3回改訂	平成18年12月15日	覚書の追加

NPO 法人 Com-Work 活動に関する覚書

1. NPO 法人 Com-Work（以下この法人と略します）は、パソコン教室でインストラクターとして活動する会員に、次の活動費を支払います。
 - ・メインインストラクター
 - 1回の受講料の20%（受講料は30分500円）
 - 交通費：自宅から教室所在地までの実費
 - ・サブインストラクター（メインインストラクターになる前のインターン期間 6ヶ月）
 - 自宅から教室所在地までの交通費実費のみ
2. シニア情報生活アドバイザー養成講座の講師には、次の活動費を支払います。
 - ・講師
 - 1時間につき1,500円
 - 交通費：自宅から教室所在地までの実費
 - ・サブ講師
 - 1時間につき750円
 - 交通費：自宅から教室所在地までの実費
3. この法人が提唱している軒下パソコン教室開催に関する教室主との賃貸契約はありません。教室主の善意で借用します。
ただし、教室備え付けのパソコン1台の使用料として、使用したパソコン1回に受講料の40%（場所により20%）を教室主に支払います。
4. 以上の内容は、随時開催される運営委員会に於いてこの法人の経済状況を確認し、その都度検討し改正します。

以 上